

「ヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究」の認識のまとめのイメージ(案)

研究の種類	想定される研究目的	整理事項(まずは)	整理事項(次いで)	備考
<p>基礎的研究 ()</p> <p>ヒト受精胚 → 遺伝子 改変 → 研究後 廃棄</p> <p>人の胎内への 移植は ない研究</p> <p>遺伝子改変 の種類 ゲノム切断 (機能の喪失) 切断+挿入 (機能の獲得)</p> <p><u>3PN胚利 用研究を含 める</u></p>	<p>胚の発生や発 育における遺伝 子の機能解明</p> <p>生殖補助医療の 向上に資する目的 遺伝性疾患の原 因の解明目的 他</p> <p>遺伝性疾患の 新しい治療法 (予防法)の開発 (次の世代)</p> <p>その他 インフォームド 他</p>	<p>[A] ヒト受精胚へのゲノム編 集技術による遺伝子改 変の可否の考え方 改変技術としての新規性、 リスク 他</p> <p>[B] 左記の研究目的にヒト 受精胚を作成・利用する ことの可否の考え方 リスク 「基本原則」の適用 (合理性、妥当性、安全性) 新規作成/余剰胚利用 他</p> <p>[C] A、Bの考え方からどの ように整理されるか</p> <p>、(制限・条件付、モ トラリウム)、×とその理由の 整理</p>	<p>整理事項 の結 果[C]を踏まえた、</p> <p>関係研究の進 め方への言及・ 提案</p> <p>関係研究の進 め方(案)の担 保に関する事項 (手法)、条件の 提案</p>	<p><参考> 「H16の基本的考え方」; 次の研究目的でのヒト受精胚 の作成・利用を容認。</p> <p>生殖補助医療研究のため のヒト受精胚の作成・利用 〔(胚新規作成、移植×) ヒト受精胚指針〕</p> <p>ヒトES細胞の樹立のための 余剰胚の利用 〔ES樹立指針〕</p> <p><参考> 国内の研究者コミュニティ 等における自律的な議論が 期待されるのではないが。</p> <p>日本遺伝子細胞治療学会等 の共同声明 (概要抜粋) まずは、人以外の動物で の受精卵等のゲノム編集研 究を進める。その後、正常な 発生能力を欠く人の受精卵を 用いる研究の指針作りから 開始。 社会全体のコンセンサス 作りが極めて重要。</p>

研究の種類	想定される研究目的	整理事項(まずは)	整理事項(次いで)	備考
<p>臨床研究・ [医療] ()</p> <p>ヒト受精胚 → 遺伝子 改変 → 人胎内 への移植 → 次世代 の誕生</p> <p>遺伝子改変 の種類 ゲノム切断 (機能の喪失) 切断+挿入 (機能の獲得)</p>	<p>遺伝性疾患の 新しい治療法 (予防法)の開発 (次の世代)</p> <p>その他 インフォームド 他</p>	<p>[D] (現時点で、)行うべきで ないとする理由及び 行うべきでない程度</p> <p>関係技術の可能性 想定されるリスク 関係技術の現時点の限界 基礎的研究の「考え方」と の整合性 日本の現指針体系での位 置づけ 現時点の超えてはなら ない一線</p> <p>×、(制限・条件付、モ トラリウム)の理由の整理</p>	<p>行うべきでない ことの担保に関 する事項(手法)、 の提案</p>	<p><参考> 「遺伝子治療等臨床研究に 関する指針」(厚労大臣告示)</p> <p>第七で、「人の生殖細胞又 は胚の遺伝的改変を目的とし た遺伝子治療等臨床研究及び 人の生殖細胞又は胚の遺伝 的改変をもたらすおそれのある 遺伝子改変研究を行っては ならない」とある。</p> <p>「遺伝子治療等」とは、「疾病 の治療や予防を目的として遺 伝子又は遺伝子を導入した細 胞を人の胎内に投与すること をいう。」</p> <p><参考> 日本遺伝子細胞治療学会等 の共同声明 (概要抜粋) 当面は人の胚細胞や将来 個体になる生殖細胞などを 対象とした、遺伝子が改変 された受精卵が成育すること につながるゲノム編集技術の 応用を禁止すべきである 社会全体のコンセンサス 作りが極めて重要。</p> <p><参考> 「ヒトの幹細胞から作 成される生殖細胞を用 いるヒト胚の作成につ いて」(中間まとめ)の関係 箇所と整合性を図る。</p>

[注] に関しての生命倫理専門調査会の検討は、関係医療そのものの適否でなく、ヒト胚を取扱うものである限りの視点での整理を試行しているもの。